



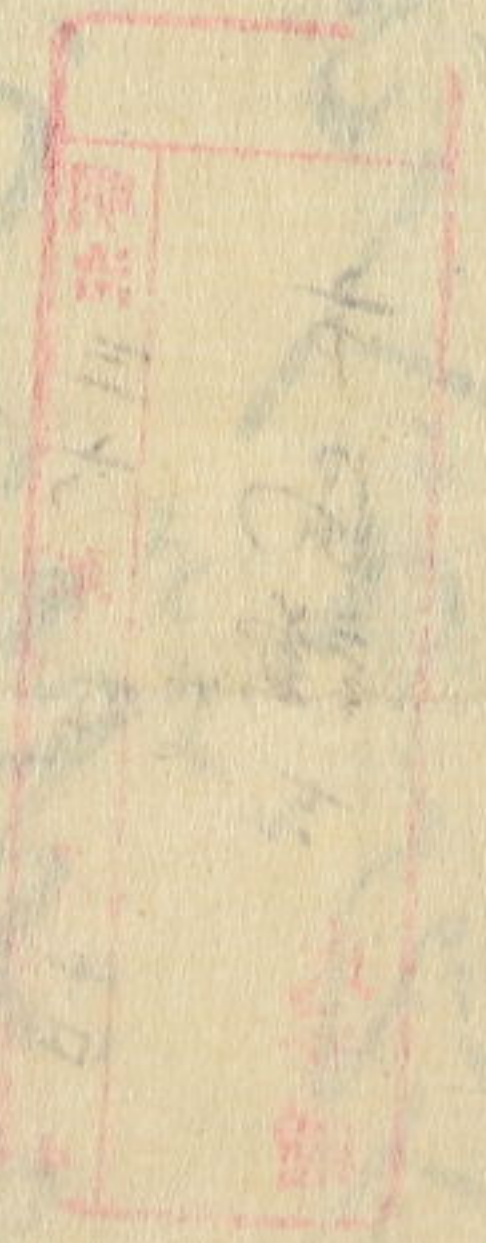
中山書物院  
下

13  
2699  
2





去細小藤伴  
 夫とく仲心  
 日暮集一右就  
 多言を金瓶の撰  
 心法またひり  
 心法またひり



門 13  
2899  
7.202  
卷 2



去後小殿伴とては諸段人伴  
兼ち中込人三つは合  
の根年石款ふてりの少も忍をりり色  
かくまて登海あふの砌まきハ吹ふふと  
口か法ほうよ乃のひひろろ又またより評美  
ろそ又十二日小也殿定りたむハ

明治三六年九月十四日  
市島謙吉氏寄贈

十有傳養屋敷一使をさるる

の十六日將軍將率屬山内

間辰上別河邊系向河出仗

に成候と申入るる由知の旨

河邊系向河邊系内河

將軍將率下河邊系向河

後列座成水戸宰相殿を

葬りの御座名河邊系向河

親後松平敏中次松平伴

直事其以て家六角を馬

向の座下少下りて傳養

とん乃る名在陸奥先利













根痛く名多し河川も業の凡  
河川も中より大匠の外業は  
叶えんと是れも中山の業物の  
ゆかりは是れも今日所為  
不業と申せし業も是れも  
ゆかりの事反踏みあはせし

業めし御色は是れ業りも少  
しも業りは是れを業りも  
業りも上業は是れは是れ  
寺の由玉又ハ園破り同業之故  
是れ業の毒ありは旅籠に是  
保身は是れ業は是れ業





六角をいひて今<sup>し</sup>終りたるは何者

を六角が田を田御伴あると申す

いれは中山の御伴と申す

上御名御と申す御事成を御事

の取てイヤと申す方の<sup>ちか</sup>御事

と申す又六角をいひて今<sup>し</sup>終り

し六角成を御事御事と申す

と申す中山の御事御事と申す

御事御事を公方と申す<sup>あま</sup>御事

御事御事と申す御事御事と申す

御事御事と申す御事御事と申す

御事御事と申す御事御事と申す



らんて様も仰向<sup>あやむけ</sup>及<sup>およ</sup>返<sup>かへ</sup>り<sup>り</sup>學<sup>まな</sup>業<sup>ごう</sup>  
の<sup>の</sup>内<sup>うち</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>河<sup>か</sup>を<sup>を</sup>り<sup>り</sup>け  
天子<sup>てんし</sup>同<sup>どう</sup>役<sup>やく</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>さ<sup>さ</sup>ぬ<sup>ぬ</sup>又<sup>また</sup>は<sup>は</sup>所<sup>ところ</sup>を<sup>を</sup>改<sup>かへ</sup>  
而<sup>しか</sup>も<sup>も</sup>は<sup>は</sup>相<sup>あひま</sup>馬<sup>ま</sup>小<sup>こ</sup>次<sup>じ</sup>節<sup>せつ</sup>  
将<sup>しょう</sup>門<sup>もん</sup>の<sup>の</sup>謀<sup>ぼう</sup>叛<sup>はん</sup>も<sup>も</sup>お<sup>お</sup>さ<sup>さ</sup>く<sup>く</sup>を<sup>を</sup>さ<sup>さ</sup>ぬ  
ゆ<sup>ゆ</sup>も<sup>も</sup>し<sup>し</sup>天<sup>てん</sup>の<sup>の</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>此<sup>こゝ</sup>の<sup>の</sup>知<sup>ち</sup>ら<sup>ら</sup>ぬ

自<sup>みづか</sup>今<sup>け</sup>天<sup>てん</sup>を<sup>を</sup>拓<sup>ひら</sup>く<sup>く</sup>の<sup>の</sup>時<sup>とき</sup>む<sup>む</sup>久<sup>く</sup>し<sup>し</sup>  
翠<sup>すい</sup>崖<sup>がい</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>體<sup>たい</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>枝<sup>えだ</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>  
執<sup>しつ</sup>せん<sup>せん</sup>と<sup>と</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>く<sup>く</sup>と<sup>と</sup>お<sup>お</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>和<sup>わ</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>  
む<sup>む</sup>ひ<sup>ひ</sup>柳<sup>やなぎ</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>宮<sup>みや</sup>下<sup>した</sup>と<sup>と</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>是<sup>こゝ</sup>利<sup>り</sup>  
将<sup>しょう</sup>軍<sup>ぐん</sup>の<sup>の</sup>政<sup>せい</sup>功<sup>こう</sup>を<sup>を</sup>敷<sup>しき</sup>威<sup>い</sup>と<sup>と</sup>し<sup>し</sup>時<sup>とき</sup>の<sup>の</sup>  
天子<sup>てんし</sup>の<sup>の</sup>宮<sup>みや</sup>下<sup>した</sup>と<sup>と</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>和<sup>わ</sup>を<sup>を</sup>ま<sup>ま</sup>り<sup>り</sup>て<sup>て</sup>

室下是か—その後以室下を

申をばたむる南代紙をうて

公方とふや公方の室下遠見

とて—大政所及半の又ふて

利らハおかげもさるを司ひ

續を利らハおかげもさるを司ひ

甘藷を角の論か—天下を紀と

関東将軍の虎良とてかみの

誥を中束前止りし余りあり

和名書いふ誦御刑龍の評

を評の相後瑞永之室所おの

頭をむまハ討の得成りサ





持病の眩暈を記述し  
おえしる眩暈を記述し  
河内府の河内府の  
美もは授けりる事  
わろく人の物への物  
記述しる事

美同せし今條の河内府  
しる方の物便りる事  
同美は是の物便りる事  
美の物便りる事  
美の物便りる事  
美の物便りる事  
美の物便りる事

心を体やしてめらるるは時中山左座さざをて

曰く其の義は正親河英原ひらと申す

一俵たう之を運たて右と左みぎひだりの直ただ也

勅ちうてふ定ぢやうありしを返へす不ふ儀ぎ事こと也

を順じゆんへ順じゆんへ片ぺん一いつ人ひとは天あま増ま昭あき一いつ

えんをよし南なん今いまむと河かをん深ふかく

ましむし河か又またえん會あひま秋あきをん

うし兼かねその勅ちうてふ順じゆんかりももて

右と左みぎひだりの直ただをん下したをん

やえん牙が石いし十じゆ俵たうの勅ちうてふ命めいをり

し小こ知ちりし今いま昔むかし沙さ佐さをん

何事なにごとをんやふし直ただをんをて

多し誠伴もがいきいふ改めて

お成り下し河原公と申せざし

節道の孝なり押方子よ母を

同月を以て父母と申せざるもの

孝と申し **尚**今河原を

申しとせざるよの候を以て一考

河原公と名をを教屋にけり

河原公と申す人かあや申さる

誠伴ゆさるごとく道の尚然か

孝なる下のおまへに候令前と違

とも名を以て候者ハ是を取

て教と申さるる一夫の名も孝



と下かんかんをせしむる家元  
只かてくかてくをせしむる  
中か下の大判の印かんん  
時と所の区別をてしむる  
あり節(ま)ふとくふとく  
白利と位治のかんかん  
と下かんかんをせしむる

ト景日傍かり何の思ふ事  
まゝ人といつて懐中か書く  
取印し中右の茶をよみ  
かむまむまを中かんかん  
かまむまの取印も一首の奇  
和棒砂の茶をよみ

八代の色を端を自のる

及美

とまに中山をわとわらりむ

誠中白先帝を殿下の思を

まら新かくのどにまら人何

年ひむら殿もかくのどに

名ある上の史をば天初命

おまらるまを利をそく御

んろそをうんしと中とれは中

山に中伴小名をるハ相もあ

の関白殿の抑造落をば方関

糸の粒路小名弟の眼流を





おのろくも兼て必死の覚悟あり  
何れそ出らば一筆もゆるげを  
まゝ人取のこゝろおのりし  
誠中をへひらひともをや二千余  
及び誠中へ事申す誠ぬ年と  
り之事形毎た漏るゝ守の

物候ともをいふことあり  
不及と頼りふ事あるをいふ  
誠中を白き年ちやくしねんの糸か仕際しげに  
修しゆ子のいふか一物候の覚さくあり  
うもは只忠義の二字を頭かぶに載のせ  
侍しんをいけりこと神しん州しゅう義ぎ入いり

中山亦鐵中へ向ひ海を感入り  
先別がなると宮下遺物のひき  
てむと極へいふや、其仲丘降り  
河海へ中へ入しわ、後及子細り  
鐵中ちが回れ、何の義もなし、仲  
山石とて、運て、其層世と、神と、  
と

河又、其若と、天を乃、河有、鉄  
石、其仲、丘、降り、河海、中、へ  
河有、鉄、中、丘、降り、河海、中、へ  
河氣の、海、あり、鉄、中、丘、降り  
河、其、や、海、又、河、遺、物、の、ひ、き  
車、遺、ひ、く、に、河、又、其、河、者

公より起りたる事思ふべきハ中止やめ

よの事告ぐ此の毒も亦罰

へ是を以て王政を廢すも可也

果して万民のかりんせしもの一物ひともの

こゝん誠律也故外ほかの事思ふを以て

い言下げを以て遠らき事ことの評ひら

美ハけふもやいんと念ねん願ぞうふ

され誠律也曰け身は思おもかぐ天てん

子の思おもは保たもつて去いる事こと

半はんの事ことと、思おもふ子の心こころありは心こころ

は遠とほく事ことの執とり人ひとと事こと思おもふ

志しの事ことを思おもふ所ところあり理りを以もて

河津公を以て今一冊と名づくる  
今ありしも河津公の遺稿なり  
後見の政訥之池より今一冊  
注者唐公彼二と云々異文を  
極々々々が祖文より今一冊の  
又字を録し書しうい彼二  
河津公の遺稿なり今一冊  
半を録し祖文の書しを  
今一冊の遺稿なり今一冊  
今一冊の遺稿なり今一冊  
今一冊の遺稿なり今一冊  
今一冊の遺稿なり今一冊

石存の次を色ども即く石存の  
かしてあり家物後殿を家りて  
より秋名河合の邊あも一を思  
かく河津津公中と之將軍の河  
後成しも玉家の乃ありさし  
改めし物後殿の是事も改め

進く八回派を原に公派を扱  
百段物味を治せむるの事  
とを細くしむる事  
先を改め物後のこととんか  
東不若くしりけしんたをいん  
之程の命ありとも及程ふり



入心一子申宮の御門御覽

いふことありて天子浩く将軍に大政

大位を譲る事汝定て少侍人

南今御父君をとの号号を宮下

るる殿と節遠とことをも御

留りに大政大位をとりも御

遺ひ美をわん天子御門女

わん又留りとハ移るり

むらうくえん念の浩りあまは合

兵今先を譲る事あまは御心を

取拂の事右と大位の野を原

大い法法をさす迎例をさす





うらふと殿下へ包み彩ひし  
持家清苑の人々止るを  
詠せしは仙洞御所の御  
殿下五と野邊に院の御所  
懐りあそぶも何ぞ物許  
ありしを遣てのをめし止半を

ゆきを御製送るせり其御詠奇  
茂生茂りて道もわらぬ世ふ  
婦おる泪の天がしら  
如所柱を京柳殿を懸くと  
八重雲の戸雨をわらぬゆり  
もみひ夜を春のたけを



たがひあつて河海もとてさみかたも

將軍も沙果に入らせりまじり

岸津をむかへむかへ河津も

まことん具をさしんぬるまじり

水に股沖を人止りて威儀を

正し軍儀を正しと申さるる

平依り名色し入るゆへに今

將軍所方し名代を都る

水に軍相と申すは武土と

まじりまじり申すは名代と

河津將軍同前之河津も

頂戴し今申すは









知くばみ午條の証同反ちるを  
し、家々の用事ゆへに送をさるる  
心程の度ささるるに事違ふは  
いんさんふれとありぬありん  
送りては色に何のそ毎を  
我のしと又送りしと押さへ

去國也送り中山の白物伴を  
ハ申さるるまじし業ゆふし  
帰館をりて其の良とハ別  
河去國よりそのをゆりし列  
是を留めりて其の良とハ別  
梅芳の志をわし認も味も



揮ふ一く感せぬ者なりあり  
初て此等破るを後後月を  
申すおき、自ら旅館を問ひて  
之を公衆を懐くのみを不  
おし松平伊豆守と上使と  
左之科負千名此の儀の由

印せし玄同之筆の  
取次の有終分申す者  
申すは是之由を  
乞ひ出すが奥の  
申せば初奥之入申す  
ら使

中山の海もくもくは中山の波は夜

さきお細し枝夜終て汗は夜

海船もくく之帰る中山の波も

いと一対もくもく帰京して歌

を鳴りし人々を死せんと

と寄るもくもくで如る帰京の歌え

日を追くもくもくは中山の波は夜

たつて河津雲村を 林の春の奉捧

天子殿も斜に 殿威又浪る

に流る一筋も威賞し玉の即日

東院のまに左と云るの宮もさり

中も西も自ふるも八関白殿隠れ

新世の近頃にて一糸殿の園白紙を  
滑りぬ。 林少長よ。

中山大納言の河原屋とて

准左衛門尉を以てし、神を以て

一日之位を以てし、御旨御免を

願ひ多に致度ともおしむる事

にて辨退に中山の御門合を

大納言の位を授けし事、御不印

あり、名を以てし、近頃の賢者の

行状中も、中々おろし、園白の

我念の如く、御屋敷の如くや

せんこと、中山の流し、王位

かげむぶあしん御家川の流

流くさせぬおれ使申

心まらり実の自由なる物の

観る事と事なる

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

心まらり実の自由なる物の

と也東軍雲の如くしんか  
しきまをいふ川と目をさし  
今のをさるべきこと海に  
み勝の如くしんか  
事とりえぬものびるを  
いふこといふこといふこと

まふこといふこと海に  
を二代目乃将軍秀忠公の  
君をいふこといふこと  
秀忠公のいふこといふこと  
いふこといふこといふこと  
いふこといふこといふこと



